

栄オアシス21

第2回

全国手をつなぐ育成会連合会 全国大会名古屋大会 **開催要綱**

ひとりひとりのかけがえのない人生を大切にする共生社会の構築
～障害者差別解消法の施行と障害者総合支援法3年後の見直しを控えて～

開催期日

平成27年 **9月26日(土)～27日(日)**

会場

名古屋国際会議場

併催

第48回手をつなぐ育成会東海北陸大会

全国手をつなぐ育成会連合会 東海北陸手をつなぐ育成会協議会 名古屋手をつなぐ育成会

名古屋城

全国大会 名古屋大会

大会期日・大会日程・会場

分科会・講演・シンポジウム		育成会大会・本人大会合同全体会	
9月26日(土) 会場：名古屋国際会議場		9月27日(日) 会場：名古屋国際会議場 センチュリーホール	
9:30	受付 各分科会会場	8:20	受付
10:00	分科会開始	8:30	本人活動発表 being 合唱団ひまわり ゆめの木タウン ミュージックベル演奏 ピアノ演奏 コーラス：ゆりの会
12:00	昼食・休憩	9:00	大会式典 手をつなぐ母の歌斉唱 開会のことば 物故者慰霊の黙祷 大会長挨拶 大会実行委員長挨拶 歓迎の挨拶 表彰状、感謝状贈呈 来賓祝辞 来賓紹介
13:00	分科会再開	10:00	休憩
16:00	分科会終了	10:15	中央情勢報告
18:00	懇親会開始 キャスルプラザホテル 交流会開始 名古屋国際ホテル	10:45	育成会大会決議 本人大会決議宣言
20:00	懇親会・交流会終了	10:55	国会議員シンポジウム
		11:50	ドリームオンステージ ジャムワールド JAM-WORLD & OS ☆U (チャレンジダンサーズ& アイドルグループ)
		12:50	次期開催地挨拶
		12:55	閉会のことば

大会趣旨

私たちはひとりひとりのかけがえのない人生を大切にする共生社会の構築を希っています。

今、障害者権利条約の批准の下、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法の 3 年後の見直しはじめ、改正雇用促進法の制度・施策の整備推進が、国社会保障審議会障害者部会等においてなされ、各地域ではその体制づくり、検討が推められています。

私たちは、全てのライフステージにおいて、特に意思疎通決定支援、高齢期支援体制の推進を含めた、尊厳のある暮らし実現のための一層積極的な活動が求められています。

本大会は知的な障害のある本人とともに、育成会、関係分野等ネットワークを強化し、全国に格差のない、「医学的モデルから社会的モデル、共に支えあう社会の構築、社会への理解の推進」への道筋をつける大会となるよう開催いたします。

大会主題

障害のある人もない人も共に支えあう社会づくり

ニーズに対応した「教育」支援の構築

ニーズに対応した「はたらく」支援の構築

ニーズに対応した「くらす」支援の構築

安心して暮らせる「高齢期」支援の構築

大会スローガン

ひとりひとりのかけがえのない人生を大切にする共生社会の構築

～障害者差別解消法の施行と障害者総合支援法 3 年後の見直しをひかえて～

期 日

平成 27 年 9 月 26 日（土）～ 27 日（日）

会 場

名古屋国際会議場 名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号

（1号館、2号館、4号館、レセプションホール、白鳥ホール、イベントホール、センチュリーホール）

○懇親会（家族・支援者）

キャスルプラザホテル 名古屋市中村区名駅 4 - 3 - 2 5

○交流会（本人・支援者）

名古屋国際ホテル 名古屋市中区錦 3 丁目 2 3 - 3

主 催

全国手をつなぐ育成会連合会

東海北陸手をつなぐ育成会協議会

名古屋手をつなぐ育成会

後 援（予定）

内閣府、厚生労働省、文部科学省、法務省、全国社会福祉協議会、高齢・障害・求職者雇用支援機構、日本障害者スポーツ協会、日本発達障害連盟、全国特別支援教育推進連盟、全国特別支援学校長会、全国特別支援学級設置学校長会、全日本特別支援教育研究連盟、日本知的障害者福祉協会、全国特別支援学校知的障害教育校 PTA 連合会、日本障害フォーラム（JDF）、日本障害者協議会、全国心身障害児福祉財団、日本身体障害者団体連合会、全国重症心身障害児（者）を守る会、日本自閉症協会、日本てんかん協会、日本ダウン症協会、NHK 厚生文化事業団、朝日新聞厚生文化事業団、毎日新聞東京社会事業団、鉄道弘済会、愛知県、名古屋市、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、愛知県社会福祉協議会、名古屋市社会福祉協議会、愛知県知的障害者福祉協会、愛知県特別支援教育推進連盟、名古屋市立小中学校長会、愛知県特別支援教育研究協議会、名古屋市特別支援教育研究協議会、愛知県知的障害者福祉連盟、中部善意銀行、愛知県共同募金会、中日新聞社会事業団、愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、愛知県セルフセンター、名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会、愛知障害フォーラム（ADF）、他（順不同）

JAM-WORLD プロフィール チャレンジドダンサーズ



1997年11月よりスタートした知的障害を持つ仲間たちのダンスチーム、及びダンス・エンターテインメントのメンバーです。

「ヒップホップ」という音楽のリズムに合わせてダンスをするのですが、からだ全体をコントロールすることにチャレンジしています。



また全国・様々なステージでダンスを披露する機会があります。日本テレビ系列「24時間TV」などメディアにも多く紹介されています。

2013年には「全国知的障害児・者ダンス選手権」では最優秀賞に選ばれました。

心ふるえるような感動的な瞬間をともに過ごしましょう！



オン ステージ

OS ☆ U プロフィール

OS☆U
Osu Super Idol Unit



東海地区最大の商店街であり、アイドル・アニメ・メイド・オタク文化が集結する若者文化発信の地「大須」。その大須から「にぎわい創出！超絶元気発信！」をコンセプトに誕生したのがOsu Super Idol Unit「OS ☆ U」（オーエスユー）です。

メンバーは名古屋エリア出身者が中心。全国でも最大の規模を誇る大須商店街のバックアップを受けながら、超絶元気発信アイドルとして2010年8月に路上ライブデビューしました。

家族・支援者分科会一覧

Aコース そだつ	Bコース はたらく
<p>テーマ 「教育と福祉の連携で育ちを支える」</p>	<p>テーマ 「多様な働き方を支える地域・資源の連携」</p>
<p>10:00 講演 (60分) 「キャリア教育・インクルーシブ教育」 講師 文科省 (交渉中)</p>	<p>10:00 講演 (60分) 「雇用と障害者差別解消法」 講師 厚労省 専門官 (交渉中)</p>
<p>11:00 講演 (40分) 「障害者の権利条約とインクルーシブ教育」 講師 毎日新聞論説委員 野澤和弘 氏</p>	<p>11:00 「相談支援体制のあり方」 (60分) 講師 石狩市相談支援センター ぷろっぷ センター長 大澤隆則 氏</p>
<p>11:40 昼食</p>	<p>12:00 昼食</p>
<p>12:40 講演 (40分) 「放課後デイを中心とした児童サービスの在り方」 講師 上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授 大塚晃 氏</p>	<p>13:00 講演 (40分) 「多様な雇用の在り方」 講師 就労継続支援 A 型事業所 A ネット</p>
<p>13:40 講演 (40分) 「とぎれない相談・支援～相談の連携モデル～」 講師 滋賀県湖南市社会福祉課 室長 大濱早苗 氏</p>	<p>13:40 実践報告 (40分) 「地元企業による実践」～就労と暮らしへの支援～ 講師 毎日リネンサプライ(株)前社長 (社福) 明 (あかり) 理事長 佐藤高生 氏</p>
<p>14:20 実践報告 (30分) 「そだつを支える家庭での金銭教育を支援する」 講師 (NPO) 暮らしとお金の Pro-Lab</p>	<p>14:20 休憩</p>
<p>14:50 休憩</p>	<p>14:30 シンポジウム (90分) 「多様な「はたらく」を支える地域資源の連携」 コーディネーター 大津市自立支援協議会 会長 藤木充 氏</p> <p>シンポジスト おおつ働き・暮らし応援センター 管理者 白杉滋朗 氏 名古屋市健康福祉局障害者支援課 主幹 (就労支援の推進) 倉橋健治 氏 (社福) 名古屋手をつなぐ育成会 ジョブサポートセンター being 桜山 就労継続支援 B 型事業・グループホーム事業 サービス管理責任者 武居建二郎 氏</p>
<p>15:00 シンポジウム (60分) 「教育と福祉の連携を考える」 コーディネーター 上智大学総合人間科学部社会福祉学科 教授 大塚晃 氏</p> <p>シンポジスト 文科省 (交渉中) 滋賀県湖南市社会福祉課 室長 大濱早苗 氏 (社福) 名古屋手をつなぐ育成会 評議員 山口美佳 氏</p>	

映画祭

10:00 ~ 16:00

お楽しみにしてネ!!

Cコース く ら す	Dコース 高 齢
テーマ 「暮らしを安定させて多様な生活を支える」	テーマ 「高齢期こそ多様な選択肢で安心を支える」
10:00 講演 (60 分) 「相談を中心にした暮らしの支援と差別解消法の施行にむけて」 講師 厚労省 (交渉中)	10:00 講演・研究発表 (80 分) 「高齢化重度化における医療を含めた介護保険との関係」と「研究発表」 講師 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 (交渉中)
11:00 講演 (60 分) 「グループホームを含む多様な暮らしの実現にむけて」 講師 (交渉中)	11:20 「グループホームで高齢期も暮らしたい」(40 分) ～高齢期を支える多様な制度施策と柔軟なネットワーク～ (社福) 名古屋手をつなぐ育成会 評議員 永田尚子 氏
12:00 昼食	12:00 昼食
13:00 基調講演とシンポジウム 「障害の重い人に寄りそう支援」 ～暮らしの個別支援・制度・施策・成年後見を考える～ 基調講演 (60 分) 講師 毎日新聞論説委員 野澤和弘 氏	13:00 「多様な後見のあり方」(60 分) コーディネーター (NPO) 知多地域成年後見センター 事務局長 今井友乃 氏 市民後見人 名古屋市成年後見あんしんセンター 副所長 平坂義則 氏 法人後見センター (NPO) 知多地域後見センター 共済保険 ぜんち共済 (株) 後見制度支援信託
14:00 休憩	14:00 休憩
14:10 シンポジウム (110 分) 「障害の重い人に寄りそう支援」 ～暮らしの個別支援・制度・施策・成年後見を考える～ コーディネーター 毎日新聞論説委員 野澤和弘 氏 シンポジスト 厚労省 (交渉中) 北摂杉の子会「萩の杜」 常務理事 松上利男 氏 名古屋市健康福祉局障害者支援課 課長 木村剛 氏 (社福) 一宮市檜の木福祉会 一宮相談支援センター ゆんたく 相談支援専門員 野崎貴詞 氏 (社福) 名古屋市社会福祉協議会 理事・事務局長 富田哲生 氏	14:10 基調講演とシンポジウム (110 分) 「高齢期こそ多様な選択肢で安心を支える」 基調講演 (30 分) 全国手をつなぐ育成会連合会 統括 田中正博 氏 シンポジウム (80 分) コーディネーター 全国手をつなぐ育成会連合会 統括 田中正博 氏 シンポジスト (社福) みんなでいきる 副理事長 片桐公彦 氏 (社福) 若草会 障害者生活支援センター あいんセンター長 八尾有里子 氏 (NPO) 知多地域成年後見センター 事務局長 今井友乃 氏 1 名交渉中

ぜんこくたいかい なご や たいかいほんにんたいかい
全国大会名古屋大会本人大会

かい さい よう こう
開 催 要 綱

たいかい
〔大会スローガン〕

「^{まな}みんなで**学**び ^{かた}みんなで**語**り
^{おも}みんなの**想**いを ^{なご や}名古屋**から**」

〔と き〕 ^{へいせい}平成^{ねん}27年^{がつ}9月^{にち}26日(土)^ど～^{にち}27日(日)^{にち}

〔ところ〕 ^{なご や}名古屋^{こくさいかいぎじょう}国際会議場(センチュリーホール)
^{なご や}名古屋市^{しあつたくあつたにしまち}熱田区熱田西町^{ばん}1番^{ごう}1号

※ ^{こうりゅうかい}交流会：名古屋^{こくさい}国際ホテル ^{なご や}名古屋^{しなかくにしき}市中央区錦 3-23-3

まってるよ!!



きてね
みんな

^{なご や}名古屋市^{こくさい}公式^{まる}マスコットキャラクター

はち丸

ほん にん たい かい
本 人 大 会

ぶんかかい 分科会 1～3・講演・シンポジウム		いくせいかいたいかい 育成会大会・ほんにんたいかいごうどうぜんたいかい 本人大会合同全体会	
がつ にち ど 9月26日(土) かいじょう な ご や こくさいかいぎじょう 会場：名古屋国際会議場		がつ にち にち 9月27日(日) かいじょう 会場：センチュリーホール (名古屋国際会議場)	
9:30	うけつけ 受付	8:20	うけつけ 受付
10:00	オリエンテーション	8:30	ほんにんかつどうはっぴょう 本人活動発表
10:15	ぶんかかい 講演会「講演会」		being 合唱団ひまわり
	↓ (休憩ふくむ)		ゆめの木タウン
			ミュージックベル演奏
			ピアノ演奏
			コーラス：ゆりの会
12:00	ちゅうしょく きゅうけい 昼食・休憩	9:00	たいかいしきてん 大会式典
	↓		て はは かさいしやう 手をつなぐ母の歌斉唱
13:00	ぶんかかい 分科会「リラックスタイム」		かいかい 開会のことば
13:30	ぶんかかい 分科会「シンポジウム」		ぶつごしやいれい もくどう 物故者慰霊の黙祷
			たいかいちやうあいさつ 大会長挨拶
			たいかいじっごういいんちやうあいさつ 大会実行委員長挨拶
			かんげい あいさつ 歓迎の挨拶
	ほんにんはっぴょう 本人発表		ひやうしやうじやうかんしやじやうぞうてい 表彰状、感謝状贈呈
	かいじょう いけん 会場からの意見	10:00	きゅうけい 休憩
	まとめ	10:15	ちゅうおうじやうせいほうこく 中央情勢報告
	↓ (休憩ふくむ)	10:45	いくせいかいたいかいけつぎ 育成会大会決議
			ほんにんたいかいけつぎせんげん 本人大会決議宣言
16:00	しゅうりやう 終了	10:55	こっかいぎいん 国会議員シンポジウム
18:00	こうりゅうかい 交流会	11:50	ドリームオンステージ
	※ 会場：名古屋国際ホテル		ジャム ワールド JAM-WORLD & OS ☆U (チャレンジダンサーズ&アイドルグループ)
20:00	こうりゅうかい しゅうりやう 交流会 終了	12:50	じ き かいさいち 次期開催地あいさつ
		12:55	へいかい 閉会のことば

ぜんこくたいかい 名古屋たいかい
全国大会 名古屋大会

スローガン『みんなで^{まな}学び みんな

●ぶんかかないよう
分科会内容

	テーマ	とうぎないよう 討議内容
第1分科会	はたらくこと と 相談	<ul style="list-style-type: none"> 働いていて楽しいことはありますか？ どんな仕事がしたいですか？ 働く目的はなんですか？ 仕事で困ったとき相談できますか？
第2分科会	くらすこと と 相談	<ul style="list-style-type: none"> どこでだれと暮らしたいですか？ 夢を伝えてありますか？ 楽しみはなんですか？ たいへんなとき困ったとき相談できますか？ 楽しい趣味・おすすめの趣味はありますか？
第3分科会	みんなで 話そう	<ul style="list-style-type: none"> 苦しかったこと・いやな思いをしたことはありますか？ 差別・虐待をうけたら相談できる人はいますか？ 差別や虐待をなくすためにどうしたらいいのでしょうか？ 自分たちの思いを伝える本人活動を考えましょう。

ほんにんたいかい ぶんかかい
本人大会 分科会

かた おも なごや
で語り みんなの想いを名古屋から』

<small>しかいしゃ</small> 司会者	シンポジスト	<small>こう えん</small> 講 演
<small>こひ ゆりえ たはらし</small> 小樋友里恵 (田原市) <small>やまうち ゆうへい たはらし</small> 山内 悠平 (田原市) <small>しえんしゃ</small> ・支援者 <small>あらい ありのぶ たはらし</small> 新井 在慶 (田原市)	<small>ちょうせいちゅう めい</small> 調整中 2名 () <small>すずき きよたか なごやし</small> 鈴木 清孝 (名古屋市)	<small>はたら い かんが</small> 働く生きがいを考えよう <small>こうし またむら</small> 講師：又村あおい <small>ぜんこくて いくせいかいれんごうかい</small> 全国手をつなぐ育成会連合会 <small>せいさく いいん</small> 政策センター委員・ <small>きかんし て へんしゅういいん</small> 機関誌「手をつなぐ」編集委員
<small>まえかわ しんいち まつばらし</small> 前川 真一 (松原市) <small>まえだ あきら なごやし</small> 前田 明 (名古屋市) <small>しえんしゃ</small> ・支援者 <small>わたなべ りえこ なごやし</small> 渡邊理恵子 (名古屋市)	<small>ちょうせいちゅう めい</small> 調整中 2名 () <small>はじめ わたる なごやし</small> 元 亘 (名古屋市)	<small>ちいき そうだんしえん</small> 地域でのくらしと相談支援 <small>こうし きまた かずみ よてい</small> 講師：木全和巳 (予定) <small>にほんふくしだいがく しゃかいふくしがくぶ</small> 日本福祉大学 社会福祉学部 <small>しゃかいふくしがっか きょうじゆ</small> 社会福祉学科 教授
<small>ならぎまゆみ よこはまし</small> 奈良崎真弓 (横浜市) <small>しえんしゃ</small> ・支援者 <small>ちょうせいちゅう</small> 調整中 ()	<small>ちょうせいちゅう めい</small> 調整中 2名 () <small>わたらい しゆんすけ なごやし</small> 度會 俊介 (名古屋市)	<small>けんり ほんにんかつどう</small> 権利をまもることと本人活動 <small>こうし よしかわ</small> 講師：吉川かおり <small>めいせいだいがく じんぶんがくぶ</small> 明星大学 人文学部 <small>ふくしじっせんがっか きょうじゆ</small> 福祉実践学科 教授



ほんにんぶんかかい だい 本人分科会 第4-①



たの ころりゆう
みんなで楽しもう～！ 「交流フェスティバル」

スタンプラリーをしよう！！

ステージ	ワークショップ	
9:30	うけつけ 受付	
10:00	オープニング	
10:15	バルーンアート	ゲーム
11:00	きゅう 休 け い	ストラックアウト わなげ・つりゲーム
11:15	フラダンスおどろう！ けあなはなふら Ke' ena Hana Hula	
12:00	ちゅうしょく きゅう 昼食 休 け い	
13:00	ミニコンサート	 <p>みんなで<small>つく</small>創ろう！ わたしのゆめ あなたのゆめ</p>
13:45	くれよん CRAYON	
14:00	きゅう 休 け い	
14:45	ゆう あんど けい Yu & Kei	
15:00	きゅう 休 け い	
15:45	トークライブ ジェームス・ヘイフンス	
16:00	みんなで <small>つく</small> 創ろう！発表	
16:20	むかえ お 迎 え	

なごや とうち で むか
名古屋のご当地キャラクターが、お出迎えします

さんかひ えん
参加費：3,000円 ※実施要綱は別途1,000円となります。

べつと ちゅうしょく えん
別途昼食代1,000円をいただきます。(弁当・お茶付き)

つ そ ほごしゃ・しえんしゃ ちゅうしょくだい
付き添いの保護者・支援者は昼食代ののみいただきます。

ほしゅう じんいん めい
募集人員：300名

さんかもう こ かた じぜん ちようさひょう きにゆう うえ さんかもうしこみょうし そうふ
※参加申し込みされる方は事前調査票をご記入の上、参加申込用紙とともにご送付ください。

きが ひつよう もの もの もたせ くだ もの もの なまえ か
※着替えなど必要な持ち物をお持ち下さい。持ち物には、名前をお書きください。

とく そうさくかつどう きぼう かた よご ふくそう
特に創作活動をご希望の方は、汚れてもいい服装でおいでください。



～本人分科会 第4-②「思いいきり名古屋」バス観光ツアーのご案内～

水の宇宙船「オアシス21」
と名古屋港水族館



◇行程◇

名古屋国際会議場イベントホール==== ①オアシス21 ==== (名古屋城写真スポット)			
9:00受付	10:00出発	10:30～11:20	11:40～12:10
==== ②愛知学院大学「キンシャチダイニング」====		==== ③名古屋港水族館====	==== 名古屋国際会議場イベントホール
12:10～13:00		13:30～15:30	16:10到着 16:20解散

見どころ

①「水の宇宙船」オアシス21



「水の宇宙船」は名古屋のまちの代表的なシンボルで、
魅力的なショッピングも楽しめます。水の宇宙船から
見えるテレビ塔や久屋大通は、すばらしい景色ですよ～！

②愛知学院大学「キンシャチダイニング」



大学の食堂でご飯を食べよう！
ピカピカのオシャレな大学の食堂で、
昼食を食べよう！メニューは？

③名古屋港水族館



昨年完成したばかりのサンゴ礁大水槽。大迫力のパノラマを楽しめます。
イルカのパフォーマンスショーやシャチやウミガメなど、海の仲間会いに行こう！

皆さんのご参加をお待ちしています！お楽しみに・・・♡

*参加費：6,000円(付き添いの保護者・支援者も同額)詳しくは大会参加案内をご覧ください。

ほんにんたいかい だい ぶんかかい
本人大会 第4-①,②分科会

こうりゅう かんこう さんかしゃじぜんちょうさひょう
「交流フェスティバル」と「バス観光」参加者事前調査票

お申し込みの際、ご提出ください。

個票記入年月日	平成 27 年 月 日	参加分科会 いずれかに○	交流フェスティバル・バス観光
本人氏名	(男・女)	本人がわかりやすい呼び方	
生年月日	昭和 年 月 日 平成 歳	血液型	ABO型 RH型
住所	〒	保護者名	
電話	自宅 - -	Fax	- -
同伴者、または当日の緊急連絡先	お名前 (分科会参加)	携帯	- -
障害・性格・行動の特徴			
コミュニケーション	可能 ・ 本人に合わせれば可能 ・ 介助が必要 支援方法		
移動	自立・見守りや声かけが必要・介助が必要・車イスや補助具を使用 支援方法		
排泄	使用するトイレの種類 (身障者用 ・ 洋式 ・ 和式 ・ どちらでもよい) ※男子の場合 立ち小便器は利用できますか。(できる・できない) 意思表示 (あり ・ なし) 排泄の介助 (要 ・ 不要) 排泄の間隔 (遠い ・ 近い ・ ふつう) 時間 分くらい 支援の方法		
食事	食事介助 (要 ・ 不要) 介助の際の注意点		
その他、知ってほしいことがありましたら			

☆本人第4-①,②分科会は、ケガ対応の行事保険に加入します。但し、物損に対する個別の補償はいたしません。

★ご提出方法 下記の提出先にFAX又はご郵送ください。★締切日 7月17日(金)

★提出先 名鉄観光サービス(株)名古屋中央支店 全国手をつなぐ育成会連合会全国大会 係

FAX 052-586-4545

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第2埼玉ビル1階

営業時間 9:30 ~ 17:30 土日祝日休み TEL052-586-4545



きりとりせん

大会役員

大会会長	全国手をつなぐ育成会連合会会長	久保厚子
大会副会長	全国手をつなぐ育成会連合会副会長	上原明子
	全国手をつなぐ育成会連合会副会長	小出隆司
	全国手をつなぐ育成会連合会副会長	片桐宣嗣
大会実行委員長	社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会理事長	仁木雅子
大会実行副委員長	一般社団法人 岐阜県手をつなぐ育成会理事長	柴田勇夫
	一般社団法人 富山県手をつなぐ育成会理事長	四方正治
	一般財団法人 三重県知的障害者育成会理事長	高鶴かほる
	特定非営利活動法人 福井県手をつなぐ育成会理事長	栗田幸雄
	公益社団法人 石川県手をつなぐ育成会会長	久木義則
	静岡県手をつなぐ育成会会長	小出隆司
	愛知県知的障害者育成会会長	桐戸伊和夫

大会参加のご案内

1. 参加者

全国の手をつなぐ育成会会員及び知的障がいのある本人、施設、事業所、学校関係者、関係行政機関雇用関係者、知的障害福祉に関心のある方

2. 参加費

■大会参加費

- ① 育成会大会：5,000円〔実施要綱代を含みます〕
※育成会大会分科会において、保護者に同行する本人の参加費は不要です。参加申込書の役割欄に「同行」と記入してください。
- ② 本人大会 第1～3分科会（本人・保護者）：おひとり様 3,000円
※実施要綱は含まれておりませんので別途1,000円で販売します。
※本人大会第1～3分科会で本人の援助を目的とする保護者・支援者は、参加費が不要です。
※参加申込書の役割欄に「支援者」と記入してください。
※参加費については、大会事務局の委託に基づき、名鉄観光サービス(株)名古屋中央支店が収受代行いたします
- ③ 本人分科会 第4①
みんなで楽しもう～！「交流フェスティバル」：3,000円
※実施要綱は含まれておりませんので別途1,000円で販売します。
※別途昼食代1,000円をいただきます（弁当・お茶付き）
※付き添いの保護者・支援者の参加費は無料、別途昼食代1,000円のみいただきます。
※事前調査票に必要事項をご記入の上、申込書と共にご提出ください
※募集人員： 300名
- ④ 本人分科会 第4②
「思いっきり名古屋」バス観光ツアー：6,000円〔付き添いの保護者・支援者も同額〕
※実施要綱は含まれておりませんので別途1,000円で販売します。
※費用にはバス代・昼食代・入場料等を含みます
※付き添いの保護者・支援者の参加費も本人と同額となります。お一人で参加できない方は、支援者の付き添いをお願いいたします。支援者お一人が複数の方に付き添っていただくことは可能です。
※事前調査票に必要事項をご記入の上、申込書と共にご提出ください
※募集定員：320名 申込順に受付させていただきます。定員を超えた場合、お申込をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承ください。
※最少催行人員：30名 添乗員：同行いたします
※本人分科会バス観光ツアーは、名鉄観光サービス(株)が旅行企画・実施するものです

■その他経費

- ① お弁当（お茶付）：1,000円〔9月26日設定、当日販売はいたしません〕
※お弁当の申込みにつきましては旅行契約の適用外になります。
- ② 育成会懇親会：7,500円〔本人が参加した場合も同額〕
【会場】ホテルキャッスルプラザ（着席形式・フリードリンク代含む）

- ③ 本人交流会： 5,500 円〔保護者・支援者が参加した場合も同額〕
【会場】名古屋国際ホテル（着席形式・飲物代含む）

■参加に関し留意すべきこと

- ① 分科会のコーディネーター・基調講演者・提言者は参加費不要です。参加申込書の役割欄に分担名を記入してください。「例 コーディネーター」
- ② 本人分科会の司会者・発表者・記録者及びその支援者は、参加費不要です。参加申込書の役割欄に分担名を記入してください。「例 司会者」「例 支援者（発表者）」

3. 申込方法 / 申込先

参加申込は、別紙「参加申込書」により、7月17日（金）までに下記の申込先に FAX 又は郵送にてお申込みください。

申込締切日 平成 27 年 7 月 17 日（金） 必着

名鉄観光サービス株式会社名古屋中央支店

「第 2 回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会」係宛て
〒 450-0002 名古屋市中村区名駅 4-2-28 名古屋第 2 埼玉ビル 1 階
TEL：052-586-4545 FAX：052-586-4050
営業時間 平日 10：00～17：00 土・日・祝日休み
担当 山本（啓）、神谷、水野（広）

4. お支払について

申込締切り後、8月5日（水）頃に「予約確認書及び請求書」を郵送させていただきます。
内容をご確認のうえ、8月20日（木）までに、請求書記載の銀行口座までお振込み願います。
その後、9月上旬に「参加のご案内」を送付させていただきます。

なお、領収書につきましては振込用紙控えをもってかえさせていただきます。また、振込の際の手数料は、お申込み者のご負担となります。予めご了承ください。

5. 国内旅行傷害保険のご案内

大会期間中の安全対策には皆様万全を期されることは存じますが、より安心してご参加いただくために、任意保険（障害保険）へのご加入をお勧めしております。

添付の「国内旅行傷害保ご加入のおすすめ」をご熟読の上、保険加入の意思確認書に必要事項をご記入の上、大会参加申込書とともに弊社までご返送（FAX 又は郵送）ください。

保険料は大会参加費とともにご請求させていただきます。8月20日（木）までにお振込みください。ご入金のない方には保険を掛けることができません。予めご了承ください。

申込締切日 平成 27 年 7 月 17 日（金） 必着

6. ご宿泊について

下の「ホテル一覧」よりご希望のホテルをお選びください。部屋数に限りがありますので、必ず第2希望・第3希望のホテルの記入もお願いいたします。

■宿泊設定日 平成27年9月25日（金）～9月27日（日）

■宿泊条件 1泊朝食付（税金・サービス料込）のお一人様の料金です

■宿泊申込みについて次の事項についてご注意ください

- ① ご希望のホテル・部屋タイプは、受付順とさせていただきます。満室となり次第受付締切りとさせていただきます。満室の場合には、第2希望・第3希望のホテル、または、同等クラスのホテルで調整させていただく場合がございますので予めご了承ください。
- ② トリプルをご希望の方は、申込書の備考欄にご希望の数を明記願います。ご用意できる部屋数が限られており、ご希望に沿えない場合がございます。
- ③ お部屋の禁煙・喫煙の希望もお取りしておりますが、希望通りにならない場合もございます。
- ④ シングル以外のお部屋タイプをご希望の場合は、申込書の該当欄に同室者名をご記入ください。
- ⑤ 原則として朝食付きでご案内させていただいておりますが、一部のホテルでは朝食が軽食（無料サービス扱い）の場合がございます。予めご確認の上、お申込みください。

〈名古屋駅・伏見地区〉

地図番号	ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	申込番号
①	ホテルキャッスルプラザ	シングル	12,800円	1-S
		ツイン	10,800円	1-T
②	ロイヤルパークホテルザ名古屋	シングル	16,000円	2-S
		ツイン	12,000円	2-T
③	ホテルリソル名古屋	シングル	9,800円	3-S
		ツイン	9,800円	3-T
④	ホテルサンルートプラザ名古屋	シングル	10,000円	4-S
		ツイン	9,000円	4-T
⑤	名古屋駅前モンブランホテル	シングル	9,500円	5-S
		ツイン	9,200円	5-T
⑥	名鉄イン名古屋桜通	シングル	10,800円	6-S
⑦	名鉄イン名古屋駅前	シングル	9,000円	7-S
⑧	名鉄グランドホテル	シングル	13,500円	8-S
		ツイン	12,000円	8-T
⑨	名鉄ニューグランドホテル	シングル	11,500円	9-S
		ツイン	10,500円	9-T
⑩	ヴィアイン名古屋新幹線口	シングル	9,800円	10-S
		ツイン	8,800円	10-T
⑪	チサンイン名古屋	シングル	8,800円	11-S
		ツイン	7,800円	11-T

地図 番号	ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	申込番号
⑫	第一富士ホテル	シングル	9,500円	12-S
		ツイン	8,000円	12-T
⑬	ナゴヤグランドホテル	シングル	12,000円	13-S
		ツイン	11,000円	13-T
⑭	第2スターナゴヤ	シングル	6,800円	14-S
		ツイン	5,800円	14-T
⑮	名古屋リパティホテル	シングル	9,500円	15-S
⑯	名古屋フラワーホテル	シングル	7,500円	16-S
⑰	ダイワロイネットホテル名古屋新幹線口	ツイン	円	17-T
⑱	ダイワロイネットホテル名古屋駅前	シングル	12,500円	18-S
		ツイン	11,000円	18-T
⑲	名古屋クラウンホテル	シングル	9,800円	19-S
		ツイン	8,800円	19-T
⑳	名古屋観光ホテル	シングル	18,000円	20-S
		ツイン	15,000円	20-T
㉑	ヒルトン名古屋	ツイン	24000円	21-T
㉒	名古屋伏見モンブランホテル	シングル	9,000円	22-S
		ツイン	8,000円	22-T
㉓	ホテルウィングインターナショナル	シングル	9,500円	23-S
		ツイン	8,800円	23-T

〈栄地区〉

地図 番号	ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	申込番号
㉔	名古屋国際ホテル	シングル	12,000円	24-S
		ツイン	13,000円	24-T
㉕	名古屋栄ワシントンホテルプラザ	シングル	9,500円	25-S
㉖	東京第一ホテル錦	シングル	12,000円	26-S
		ツイン	10,500円	26-T
㉗	名鉄イン名古屋錦	シングル	8,500円	27-S
㉘	ユニゾイン名古屋栄	シングル	16,800円	28-S
㉙	ベストウェスタンホテル名古屋	シングル	16,800円	29-S
		ツイン	14,800円	29-T
㉚	名古屋東急ホテル	シングル	22,000円	30-S
		ツイン	20,000円	30-T
㉛	ユニゾイン名古屋栄東	シングル	9,500円	31-S
		ツイン	9,500円	31-T

地図 番号	ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	申込番号
③②	ホテルマイステイズ名古屋栄	シングル	9,800円	32-S
		ツイン	8,000円	32-T
③③	第二富士ホテル	シングル	8,500円	33-S
		ツイン	7,500円	33-T
③④	ホテルルートイン名古屋栄	シングル	8,500円	34-S
		ツイン	8,000円	34-T
③⑤	アパホテル EXCELLENT	シングル	16,000円	35-S
		ツイン	14,000円	35-T
③⑥	名古屋栄東急イン	シングル	12,000円	36-S
		ツイン	10,000円	36-T
③⑦	ザ・ビー名古屋	シングル	10,500円	37-S
		ツイン	8,500円	37-T
③⑧	ホテルエコノ名古屋栄	シングル	8,000円	38-S
		ツイン	8,000円	38-T
③⑨	ホテルトラスティ名古屋	シングル	11,500円	39-S
		ツイン	10,000円	39-T
④⑩	西鉄イン名古屋錦	シングル	8,800円	40-S
④⑪	名古屋ガーランドホテル	シングル	9,500円	41-S
		ツイン	8,500円	41-T
④⑫	名古屋クレストンホテル	シングル	12,000円	42-S
		ツイン	14,500円	42-T

〈金山地区〉

地図 番号	ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	申込番号
④⑬	ANAクラウンプラザグランコート名古屋	シングル	18,500円	43-S
		ツイン	14,000円	43-T
④⑭	サイプレスガーデンホテル	シングル	12,800円	44-S
		ツイン	11,800円	44-T
④⑮	金山ワシントンホテルプラザ	シングル	9,500円	45-S
		ツイン	9,500円	45-T
④⑯	名鉄イン名古屋金山	シングル	8,000円	46-S
④⑰	金山プラザホテル	シングル	7,000円	47-S
		ツイン	6,000円	47-T
④⑱	ホテルキヨシ名古屋	シングル	7,000円	48-S
		ツイン	5,500円	48-T
④⑲	ホテルキヨシ名古屋第二	シングル	7,800円	49-S
		ツイン	6,000円	49-T
⑤⑰	ホテルルートイン名古屋東別院	シングル	7,800円	50-S
		ツイン	6,800円	50-T

7. 変更・取消

ご変更又は、お取消の場合は弊社、名鉄観光サービス(株)名古屋中央支店まで必ずFAX（書面）にてご連絡ください。トラブル防止の為、お電話でのお申し出は受付できません。予めご了承ください。

お申込後、お客様のご都合によりお取消の場合、下記の取消料が発生しますのでご注意ください。

■参加費につきましては、お申込締め切り後の返金はできませんので予めご了承ください。

【宿泊・懇親会・本人交流会・バス観光】

取消日	宿泊・懇親会・本人交流会	バス観光	取消料
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	20日目にあたる日以降 8日目にあたる日までの解除	10日目にあたる日以降 8日目にあたる日までの解除	旅行代金の20%
	7日目にあたる日以降2日目にあたる日までの解除		旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除			旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除			旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合			旅行代金の全額

※ 宿泊日当日12時までに当支店またはホテルに取消連絡がない場合は、無連絡不泊として100%の取消料を申し受けます。

【昼食弁当】

取消日	取消料
利用日の前日の解除	弁当代金の50%
利用日の当日の解除	弁当代金の全額

8. 個人情報の取扱いについて

お申込みの際にご登録頂きましたお客様の個人情報(氏名、住所、電話番号等)につきましては、名鉄観光サービス(株)名古屋中央支店がお客様との連絡及び、今大会における運送・宿泊機関等の手配に係る目的以外で利用致しません。その他、個人情報につきましては、弊社の「個人情報保護方針」に基づき取扱い、保護に努めます。

9. お問い合わせ先

【旅行企画・実施】

名鉄観光サービス株式会社 名古屋中央支店

一般社団法人日本旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員 観光庁長官登録旅行業第55号

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第2埼玉ビル1階

TEL: 052-586-4545 FAX: 052-586-4050

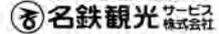
営業時間: 平日10:00～17:00 土・日・祝祭日休業

総合旅行業務取扱管理者: 藁谷 真行

担当 山本(啓)、神谷、水野(広)

ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

観光庁長官登録旅行業第55号



この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅2丁目1番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 「国内旅行」とは、本邦内での旅行をいいます。
- 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することをお引き受けします。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された委託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いいたします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。
- お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

区分	申込金（おひとり）
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お申込み段階で、満席その他の事由により旅行契約の締結が難しくなっている場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がお待ちいただける期間を確認したうえで、契約締結の可否と登録し、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合、申込金と予約金「預り金」として申し受けます。ただし、お客様より契約締結登録の解除のお申出があった場合、又はお待ちいただける期限まで結果として予約できなかった場合は、当該預り金を全額払い戻しいたします。
 - (6)の場合の契約締結の可否と旅行契約の締結の時期は、当社が予約可能となった旨の通知を行ったときとします。
 - お客様が(6)のお待ちいただける期限までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となつた場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。
 - 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して権利を負い、又は将来争う事柄を予測される債務及び義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込み条件

- お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます場合があります。
- 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
- 妊娠中の方、現在妊娠を懐妊している方、身体に障がいをお持ちの方、補助大使用者の方などで、特別な配慮（車イスの手配等）を必要とする場合は、旅行申込み時にごお申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただきます。日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合により別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより別途条件によりお受けすることがあります。
- お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復讐の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面（最終日程表）の交付

- 当社は、旅行契約が成立した場合は遅くとも旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面（最終日程表）は契約書面の一部となります。
- 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面（最終日程表）を遅くとも旅行開始日の前日までに御届出ください。ただし、旅行開始日の前日から起算して7日以内かつ当日以降に旅行の申込みがなされた場合は、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し日以前であってもお届出がなかった場合は、手配内容についてご説明いたします。
- 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面（最終日程表）に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- 「お支払対象旅行代金」（以下単に「旅行代金」といいます。）とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)追加代金の合計から(イ)割引代金を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に明示した以下のものをいいます。
 - 追加代金
 - お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
 - ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
 - グリーン車追加代金等と称する列車、航空機等の使用座席の等級変更による追加代金
 - 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
 - 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
 - その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
 - 割引代金
 - トリプル割引代金等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
 - 子供割引代金等年齢その他の条件による割引代金
 - その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日以内になる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日以内かつ当日以降に申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
 - 旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。
 - 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります）
 - バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
 - 宿泊代金及び税・サービス料
 - 食事代金及び税・サービス料
 - 団体行動中の心付け
 - 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
 - その他「パンフレット」等に明示した前記以外のもの
- (1)の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として支払いはいたしません。

9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらがじぬ遅やかに当該事由が当社の側で生じないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切しません。
- 利用する運送機関の運賃、料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定する程度を大幅に超過して改訂されたときは、その改訂額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以内かつ当日以前にお客様に通知します。
 - 当社は、(A)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、(A)の定めるところにより、その減額分だけ旅行代金を減額します。
 - 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更額だけ旅行代金を減額します。
 - 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備が不足したこと（いわゆるオーバーブッキング等）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合は、旅行契約の成立後、当社の責任で発生すべき事由によらず当該旅行契約が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

11. お客様の交代

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料（おひとり様につき10,000円/名）と共に当社にご提出していただきます。
- 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12. お客様の解除権（旅行開始前）

- お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
 - に掲げる旅行契約および他のコース

解除期日	取消料（おひとり）
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当日以降8日以内かつ当日まで	旅行代金の20%
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内かつ当日以降8日以内かつ当日まで	旅行代金の30%
ハ 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ 旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ 無着陸不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

- 引続船舶を利用するコース
当該船舶に係る取消料の規定によります（パンフレット等に記載します。）。
- 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
 - 契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第3項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであると認めるとき。第10項(A)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日（旅行開始日の前日）まで、ただし、旅行開始日の前日にかきかざって7日以内かつ当日以降に旅行の申込みがなされた場合は、旅行開始日までまでに確定書面（最終日程表）を交付しなかったとき。
 - 当社の責に帰するべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。
- 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

13. お客様の解除権（旅行開始後）

- 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一部解除をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- お客様の側に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなかったときは、お客様は不能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行代金を解除することができます。この場合、当社は旅行サービスのうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ったこれらを支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

14. 当社の解除権（旅行開始前）

- お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - お客様が、当社があらがじぬ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - お客様が病状に必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
 - お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日以内かつ当日以前については3日以内かつ当日以前に、旅行の中止を通知します。
 - スキューバを目的とする旅行における降雪量の不足のようにより、当社があらがじぬ明示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれ極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

15. 当社の解除権（旅行開始後）

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 - お客様が病状、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 解除の効果及び払戻し
 - (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。

(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用が、当社が当該サービスを提供する運送、宿泊機関等に支払うにこれらを支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第11項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の日から起算して7日以内、滞りなく払戻し、旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権行使することを妨げるものではありません。

17. 契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によつて、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様が当該旅行の発着地、解散地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
 - (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確保に受け入れるための必要な措置を講ずること。
 - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する業務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場所に着く(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、前立機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りこの手配に努めますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、専断型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の実務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面(最終旅程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無は「パンフレット」に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあつては、当社又は当社の手配代行者が故障又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内、当社に対して通知があったことと限ります。また、手荷物として生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったことと限り、賠償金としてにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
 - (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (ウ) 官公署の命令、外国の入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止(エ) 自由行動中の事故
 - (カ) 食中毒
 - (キ) 盗難
 - (ク) 運送機関の遅延・不運・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

21. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する専断型企画旅行に参加するお客様が、その専断型企画旅行参加中に急激かつ突然な外災の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別記「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金額等は、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、入院見舞金として1日当たり2万円～20万円、死亡補償金として1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」より携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害対象品は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一覧又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める範囲については補償しません。
- (2) お客様が専断型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは過剰な運転、疾病等のほか、専断型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンングライダー、搭乗、超軽動力機(モーター・ハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別記「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ専断型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われません旨を明示した場合に限り、専断型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が乗船及び乗場の予定日附をあらかじめ当社に届け出ることなく乗船したとき又は乗場の予定なく乗船したときは、乗船のときから乗場までの間又は乗船したときから乗場は専断型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を重なる場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたとします。

22. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の専断型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する専断型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するもの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に旅行企画・実施(又は名鉄観光サービス)と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合は、当社の専断型企画旅行ではありません。
 - (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。(イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
 - (ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
 - (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
 - (オ) 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅行契約の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等に「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

23. 旅程保証

- (1) 当社は、次表に欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了の日翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更は次の(ア)イ)ウ)エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
 - (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の運送・宿泊その他の諸設備の不足が発生したことをいゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます。
 - a. 旅行日程に支障をきたす悪天候をきつ天災地変
 - b. 戦乱
 - c. 暴動
 - d. 官公署の命令
 - e. 欠航、不運、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - f. 運送・スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送・スケジュールの変更
 - g. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置
 - (イ) 第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであること。
 - (ウ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること。
 - (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたこと。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = 旅行代金 × 変更率	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地的変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載された事項の変更	2.5%	5.0%

注1) 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに、お客様に通知した場合をい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいします。

注2) 確定書面が交付された場合は、「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えます。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間、又は契約書面の記載内容と実際に提供される旅行サービスの内容との間、変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1日に3件として取り扱います。

注4) 第9号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより良いものの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車前等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車前等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金の15%を上限とし、また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替えて、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他専断型企画旅行の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝言への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを依頼すること(以下「通信契約」といいます。))を条件に、「電話、郵便、ファックス」その他の通信手段により、お支払のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と署名を取扱契約を結ぶ加盟店契約がないことや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(専断型企画旅行に当社より当該取扱いができない場合があります。また、取扱い可能なクレジットカードの種目も専断型企画旅行会社により異なります。所定の伝言に会員の署名を付したクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の専断型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
 - (ア) 通信契約の申込みの際、会員は申込みしようとする「専断型企画旅行の名称」、「出発日」等に代えて、「カード番号」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の手段を発したときに成立するものとします。
 - (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除の日を申請した日となります。

26. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動の手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当社の専断型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなったときでも、理由のいかなる場合も、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

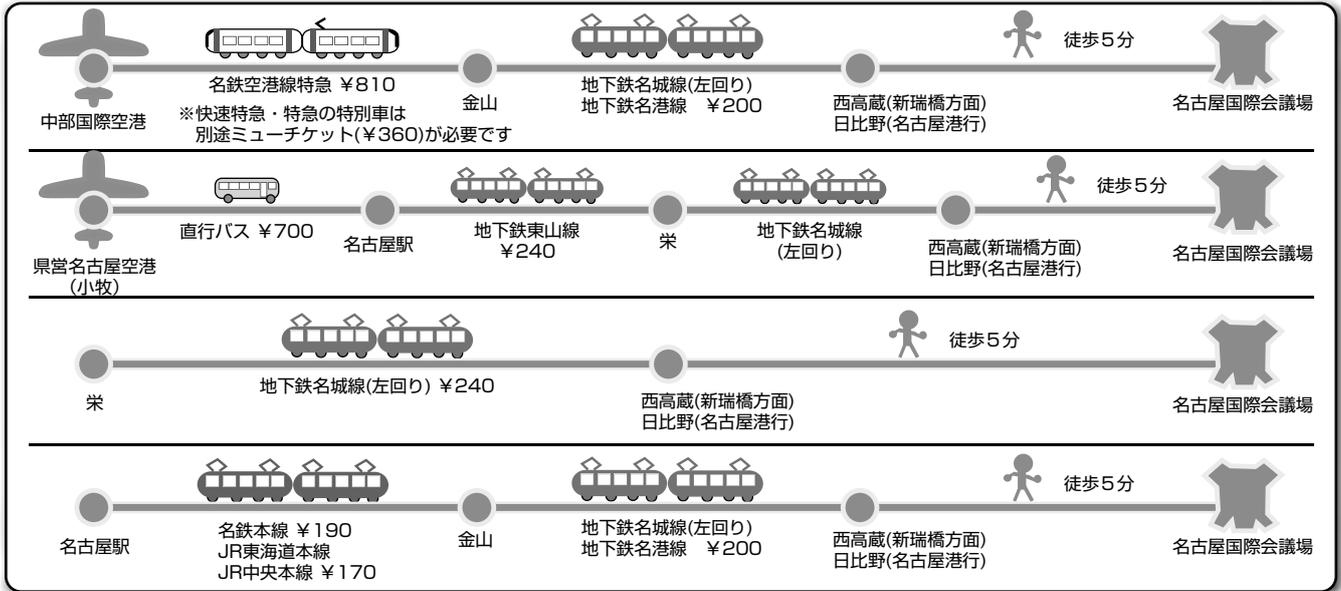
28. 弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合であつて、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の委託旅行者(以下「販売店」といいます。))は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び手続のために必要と判断された範囲で、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただきます。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様の買物等の便宜のため、お客様の個人データを免税店等の事業者から提供を受けることがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗前住所等に係る個人データを、電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、当社の店舗又はホームページ(<http://www.mwl.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

名古屋国際会議場周辺までのアクセス



宿泊案内図

◆名駅周辺・伏見周辺



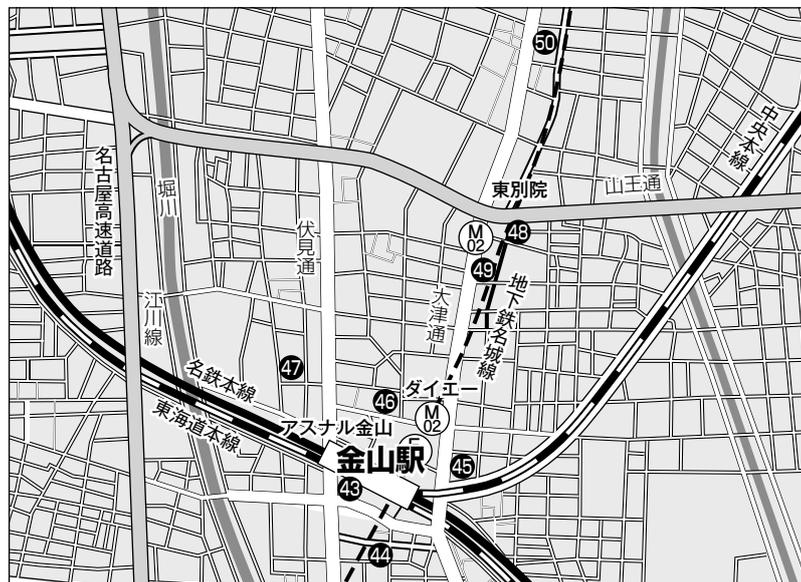
	地図	ホテル名	地図	ホテル名	地図	ホテル名
名駅周辺・伏見周辺	①	ホテルキャッスルプラザ	⑨	名鉄ニューグランドホテル	⑰	ダイワロイネットホテル名古屋新幹線口
	②	ロイヤルパークホテルザ名古屋	⑩	ヴィアイン名古屋新幹線口	⑱	ダイワロイネットホテル名古屋駅前
	③	ホテルリソル名古屋	⑪	チサンイン名古屋	⑲	名古屋クラウンホテル
	④	ホテルサンルートプラザ名古屋	⑫	第一富士ホテル	⑳	名古屋観光ホテル
	⑤	名古屋駅前モンブランホテル	⑬	ナゴヤグランドホテル	㉑	ヒルトン名古屋
	⑥	名鉄イン名古屋桜通	⑭	第2スターナゴヤ	㉒	名古屋伏見モンブランホテル
	⑦	名鉄イン名古屋駅前	⑮	名古屋リバティホテル	㉓	ホテルウィングインターナショナル
	⑧	名鉄グランドホテル	⑯	名古屋フラワーホテル		

◆栄周辺



	地図	ホテル名	地図	ホテル名	地図	ホテル名
栄周辺	24	名古屋国際ホテル	31	ユニゾイン名古屋栄東	38	ホテルエコノ名古屋栄
	25	名古屋栄ワシントンホテルプラザ	32	ホテルマイステイズ名古屋栄	39	ホテルトラスティ名古屋
	26	東京第一ホテル錦	33	第二富士ホテル	40	西鉄イン名古屋錦
	27	名鉄イン名古屋錦	34	ホテルルートイン名古屋栄	41	名古屋ガーランドホテル
	28	ユニゾイン名古屋栄	35	アパホテル EXCELLENT	42	名古屋クレストンホテル
	29	ベストウェスタンホテル名古屋	36	名古屋栄東急イン		
	30	名古屋東急ホテル	37	ザ・ビー名古屋		

◆金山周辺



地図	ホテル名
43	ANA クラウンプラザグランコート名古屋
44	サイプレスガーデンホテル
45	金山ワシントンホテルプラザ
46	名鉄イン名古屋金山
47	金山プラザホテル
48	ホテルキヨシ名古屋
49	ホテルキヨシ名古屋第二
50	ホテルルートイン名古屋東別院

名鉄観光の“たび”保険で大きな安心、快適旅行！

2014年4月改定版
個人旅行用

国内旅行傷害保険加入のお勧め

より快適なご旅行をしていただくために、また、参加者の皆様も旅行期間中安心してお過ごしになれますよう、ご旅行中の万一の事態に備え、安心が得られる国内旅行保険へのご加入をおすすめしております。ぜひ、保険にご加入をご検討下さい。

●保険料および保険金額表

保険料	1,000円	
保険期間	1泊2日まで	3泊4日まで
タイプ	AA23	AA43
死亡・後遺障害	971万円	815万円
入院保険金日額	12,000円	12,000円
通院保険金日額	7,000円	6,000円
賠償責任(※1)	5,000万円	3,000万円
携行品(※2)	20万円	10万円
救護者費用	50万円	50万円

(※1) 賠償責任の自己負担額なし (※2) 携行品の自己負担額 3,000円

●こんなとき、お役に立ちます



(注) 「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。なお、傷害には有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。

お申込み・お問い合わせは

名鉄観光の“たび”保険は、名鉄観光の最寄りの営業所にお申し込みください。

名鉄観光 名古屋市中区名駅南二丁目14番19号
ホームページアドレス：
<http://www.mwt.co.jp/index.shtml>

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為(ケンカ)、無免許運転、酒気帯び運転などによるケガ
- 地震、噴火、津波によるケガ
- 戦争、内乱、暴動などによるケガ(※)
- 脳疾患、疾病、心神喪失などによるケガ
- ビッケルなどの登山用具を使う山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビングなどの危険な運動によるケガ
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 借用物の損害に対する賠償責任
- 携行品の置き忘れ、紛失、外観のみの損傷
- 救護者費用の場合、保険金受取人の故意または重大な過失による事故やビッケルなどの登山用具を使う山岳登山などの危険な運動中の事故など

(※) 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガ・損害賠償責任などは除きます。

●このリーフレットは「国内旅行傷害保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら名鉄観光サービス課または朝日火災海上保険株式会社へお問い合わせください。

名鉄観光サービス課は、朝日火災との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の徴収、保険料徴収証の交付、ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、名鉄観光サービス課との間で有効に成立したご契約は、朝日火災と直接ご契約されたものととなります。

朝日火災海上保険株式会社
名古屋支店 〒460-0003 名古屋市中区錦2-19-6 TEL 052-231-4461(代表)
ホームページアドレス：<http://www.asahikasaai.co.jp/>
損害保険ジャパン日本興亜・東京海上日動・三井住友海上・AIU

国内旅行傷害保険の概要

補償項目	お支払いの対象となる場合
死亡保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日から180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日から180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
入院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、入院された場合、事故発生日から180日以内の入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	国内旅行行程中の事故によるケガの治療のために事故発生日から180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合、次の額をお支払いします。ただし、1事故に起因する傷害について1回の手術に限りです。 ①入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額×5
通院保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、通院された場合、事故発生日から180日以内の通院日数1日につき90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。
賠償責任(特約)	国内旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできる場合があります。
携行品(特約)	国内旅行行程中の偶然な事故により携行品に損害が生じた場合、携行品保険金額を限度として、時価額または修繕可能な場合は修繕費(ただし、時価額を上限とします。)をお支払いします。なお、1回の事故につき、3,000円は自己負担となります。(携行品1個、1組、1対については10万円限度、現金・宿泊券・乗車船券等は合計で5万円限度です。)
救護者費用(特約)	国内旅行行程中に以下の事由が生じた場合に、救護者費用保険金額を限度として捜索救助費用(ビッケルなどの登山用具を使う山岳登山中の遭難を除きます。)、現地への交通費、宿泊料、移送費用、諸雑費(3万円まで)等をお支払いします。 ①搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②事故により緊急な捜索・救助活動が必要となること警察などにより確認された場合 ③事故によるケガのため事故発生日から180日以内に死亡または継続して14日以上入院された場合

国内旅行傷害保険をご加入の皆様へ

重要事項のご説明

保険契約についての重要な事項が記載されておりますので、内容を十分ご確認ください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載してはおりません。詳細は「保険のしおり」に記載しておりますので、ご希望の方は申し出ください。また、ご不明な点につきましては、名鉄観光サービス課または朝日火災までお問い合わせください。

I 国内旅行傷害保険 契約概要のご説明

ご加入に際して特に確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

国内旅行傷害保険は、日本国内において旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方(以下「被保険者」といいます。)がケガをされたときに保険金をお支払いいたします。また、賠償責任・携行品・救護者費用等の損害を特約で補償いたします。

(2) 補償内容

①主な支払事由(保険金のお支払い対象となる事故)

上記の「国内旅行傷害保険の概要」に記載の「お支払いの対象となる場合」をご覧ください。

②主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

上記に記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

(3) 付帯している主な特約とその概要

付帯している特約については、上記の「国内旅行傷害保険の概要」に記載の「お支払いの対象となる場合」をご参照ください。

2. 保険料

保険料は保険金額、保険期間などによって決まります。実際にご加入いただくにあたっては、保険料は表面に記載の「保険料および保険金額表」をご確認ください。

(4) 自動付帯される特約について

「戦争危険等免責に関する一部修正特約」(テロ行為全般を補償の対象とする特約)、「賠償事故解決に関する特約(国内旅行傷害保険特約用)」、「ゴルフ・カートによる賠償責任補償特約(国内旅行)」が、この保険契約に自動付帯されます。

(5) 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間は旅行の期間にあわせて設定します。

(6) 引受条件(ご契約金額等)

ご契約金額(保険金額)については、次の点にご注意ください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額は、上記記載の「保険料および保険金額表」をご確認ください。

○死亡・後遺障害保険金額、被保険者の年齢・年取などによって引受の限度額が異なります。特に被保険者が引受期間満了時点で満5歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にご注意ください。

○入院保険金、通院保険金とそれぞれ他の補償項目のご契約金額との関係で上限が定められます。

3. 保険料の払込方法について

保険料は、ご加入時に全額を現金でお払込みください。

4. 解約返れい金および満期返れい金・契約者配当金の有無

- ①ご加入を解約される場合は、名鉄観光サービス㈱までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは名鉄観光サービス㈱または朝日火災までお問い合わせください。
- ②この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ※ご旅行にご参加できない場合は、お払込み済保険料を全額返金いたします。

II 国内旅行傷害保険 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1. ご加入時における注意事項（告知義務等）

(1) 告知義務について

ご加入時に保険会社に危険に関する重要な事項（告知事項）を正確に申し出ていただく告知義務（告知義務）があります。特に被保険者の生年月日または満年齢、他の保険契約等について、ご加入時にお申し出いただいた内容が事実と異なっている場合や、事実をお申し出いただけない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) 死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします）。同意のないままにご契約をされた場合、保険契約は無効となります。

2. 保険責任開始期と終期

- (1) 保険責任は、保険期間の初日の午前0時以降、旅行の目的をもって住居を出発した時に始まり、末日の午後12時（ただし、住居に帰着した時）に終わります。
- (2) 保険料は、ご加入およびご契約の変更と同時に払込みください。保険期間が始まった後であっても、名鉄観光サービス㈱が保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

3. 主な免責事由（保険金をお支払いできない主な事由）

表面に記載の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

4. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料はご加入と同時に払込みください。

III その他ご注意くださいこと

1. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

2. 事故が起こったときの手続き

(1) 事故の通知

①この保険で補償される事故が生じた場合は、すみやかに名鉄観光（取扱代理店）または朝日火災に事故の内容およびご加入内容等をご連絡ください。事故発生日から30日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので特にご注意ください。

②旅行品損害の補償を受ける方は、旅行品の盗難の場合は警察署に届け出てください。また、これに加えて小切手の盗難のときは振出人および支払金附機関、乗車券等の盗難のときはその運送機関（宿泊券の盗難のときはその宿泊施設）または発行者にも各々届出が必要です。これらの届出がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 朝日火災にご相談いただきたいこと

法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前朝日火災へご相談ください。なお、あらかじめ朝日火災の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合は、保険金をお支払いできないことなどがありますので特にご注意ください。

賠償責任保険補償特約をセットした場合、日本国内において発生した賠償責任保険補償特約のお支払い対象となる事故については、朝日火災の示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談代行サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ①被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
②被保険者が正当な理由なく朝日火災への協力を拒んだ場合
③損害賠償に関する請求が日本国外の裁判所に提起された場合

(3) 保険金の請求

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の書類などをご提出いただく場合があります。

- ・事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類
- ・被保険者（保険の対象となる方）または保険の対象であることを確認するための書類

ご加入者以外に被保険者（保険の対象となる方）がいらっしゃる場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

ご加入内容の確認事項

～お申し込みいただく前にご確認ください～

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、ご希望を満たしたご契約となっていること、保険契約加入依頼書の内容が正しく記載されていることを確認させていただくものです。お手数ですが、「国内旅行傷害保険ご加入のおすすめ」および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」やこの「リーフレット」を参照しながら、保険契約加入依頼書に記載された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

【ご確認ください事項】

- ①補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
②補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
③保険金額（ご契約金額・加入タイプ）
④旅行期間に応じた適切な保険期間（ご契約期間）の設定
⑤お支払いいただく保険料・払込方法
⑥保険契約加入依頼書等の記載内容（被保険者の氏名・生年月日または満年齢等）
⑦重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容

5. 解約と解約返れい金

ご加入を解約（解除）される場合には、名鉄観光サービス㈱にご通知ください。解約の条件によっては、保険料を返還させていただくことがあります。また、一定の条件を満たす場合には、被保険者からのお申し出によりご契約を解除できる制度があります。詳しくは名鉄観光サービス㈱または朝日火災までお問い合わせください。

6. 保険会社が破綻した場合等のお取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、解約返れい金の80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。

7. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について

この保険の保険期間は1年以下であることから、ご契約のお申し込み後にご契約の撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

お客様に関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報、名鉄観光サービス㈱が保険加入手続き等のためご利用するほか、朝日火災（引受保険会社）が引受の審査、本契約の履行、朝日火災（引受保険会社）および提携先企業が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは朝日火災海上保険株式会社ホームページ（<http://www.asahikasai.co.jp/>）をご覧ください。ご加入の前これらの個人情報の取扱いに同意のうえお申し込みください。

- ・傷害または疾病の程度を証明する書類
 - ・被害が生じた物の価額や修理等に要する費用を確認できる書類
 - ・朝日火災が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・公の機関や関係先への調査のために必要な書類
- なお、保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

(4) 代理請求人制度

この保険では、高年齢者状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を朝日火災へ申し出て、朝日火災の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。万が一の場合に備えて、ご家族の方も保険加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。

朝日火災への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

朝日火災への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、下記「お客様相談センター」にご連絡ください。

フリーダイヤル 0120-115-603（受付時間：平日の午前9時～午後5時）年末年始を除く

朝日火災との間で問題を解決できない場合には

朝日火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。朝日火災との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808（受付時間：平日の午前9時～午後5時）年末年始を除く
詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

事故の受付は

事故が起こった場合には、名鉄観光サービス㈱または朝日火災へご連絡ください。なお、下記「事故受付ホットライン」でも事故の受付・ご相談を承っております。

フリーダイヤル 0120-120-555（受付時間：24時間 365日）

第2回全国手をつなぐ育成連合会全国大会名古屋大会 国内旅行傷害保険加入意思確認書

※ 国内旅行傷害保険加入をご希望される方は下記に必要事項をご明記いただき、本書面を下記の送付先にFAX送信、又は、郵送してください。申込締切日 平成27年7月17日(金)必着。

団体名				
加入依頼日		年	月	日
番号	加入希望者氏名 (漢字フルネームでご記入ください)	年齢	性別	ご加入タイプ を記入してください
例	名古屋 太郎			
1				
2				
3				
4				
5				

※参加者が5名以上の場合は本書面をコピーしてご利用ください

【国内旅行傷害保険に関する事項】

この契約は、名古屋手をつなぐ育成会 理事長 仁木雅子を加入者とした明細付団体契約です。
 保険契約者を名鉄観光サービス株式会社とした包括契約で、保険契約の解約権や保険加入期間延長等の契約内容変更請求権は原則として保険契約者である名鉄観光サービス株式会社が有しますが、保険契約者はご加入いただきました各お客様(被保険者)より、契約の解約、契約内容変更依頼のお申出があった場合は必ずこれに応じて必要な対応をさせていただきます。尚、保険契約証は加入者のみ、保険領収証は保険契約者のみ発行され、各お客様(被保険者)に発行されませんので、予めご了承ください。

保険加入者	名古屋手をつなぐ育成会 理事長 仁木雅子 傷害保険普通保険約款および特約を承認し、全ての記載事項が事実と相違ないことを確認の上保険契約の加入を依頼します。なお、死亡保険金受取人は法定相続人とします。事故発生の際に保険契約等の請求に関する事項について損害保険会社等間で確認されることに同意します。重要事項説明書および個人情報の取扱いに関するご案内に記載の内容についても同意し、ご加入内容確認事項を確認の上、本契約の加入を依頼します。							
被保険者	参加者の中で加入を希望された方							
ご加入タイプ	保険期間		死亡・ 後遺障害	入院保険 日額	通院保険 日額	賠償責任 (※1)	携行品 (※2)	救援者費用
①(AA23)	2015/9/25～ 2015/9/26	1泊2日	971万円	12,000円	7,000円	5,000円	20万円	50万円
②(AA23)	2015/9/26～ 2015/9/27	1泊2日	971万円	12,000円	7,000円	5,000円	20万円	50万円
③(AA43)	2015/9/25～ 2015/9/27	2泊3日	815万円	12,000円	6,000円	3,000円	10万円	50万円

送付先 FAX:052-586-4050

※1 賠償責任の自己負担額なし C26-O15-42
 ※2 携行品の自己負担額 3,000円

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-2-28 名古屋第2埼玉ビル 1階
 名鉄観光サービス株式会社名古屋中央支店 担当 山本(啓)/神谷 行
 TEL052-586-4545 営業時間 10:00～17:00 土日祝日休み

参加申込用紙



き
り
と
り
せ
ん



大会事務局

●大会運営事務所

名古屋手をつなぐ育成会

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮4丁目4-5
TEL:052-671-6211 FAX:052-671-6214

●指定事業者(旅行会社)

名鉄観光サービス株式会社名古屋中央支店

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28名古屋第2埼玉ビル1階
TEL:052-586-4545 FAX:052-586-4050